情報公開·個人情報保護審議会報告事項

件

名

保育ルーム事業の運営委託について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:子ども家庭部 保育課 運営指導係)

事業の概要

	<u>于水型机头</u>		
事業名	保育ルームの運営		
担当課	保育課		
目的	1 待機児童解消緊急対策として、保育に欠ける児童の保育を実施することで保育		
	需要に応える。		
	2 5歳クラスまでを事業の対象とすることで、江戸川小学校への就学に資する。		
対象者	区内に在住する1歳から5歳までの保育に欠ける児童		
事業内容	区では、待機児童の解消を区政の最重要課題の一つとして、計画と緊急対策の両面から、これまで積極的に取り組んできた。平成21年12月からは、区立幼稚園舎の空き教室を活用した保育ルーム(区単独事業の認可外保育施設)を開設し、保育需要に応えてきた。 本事業は、待機児童解消緊急対策として、江戸川小学校の空き教室を活用し、平成23年12月1日に新規開設する保育ルームえどがわ園の運営を、以下のとおり事業者に委託するものである。		
	 開所日時 月曜日~金曜日 7:30~18:30 (延長保育 18:30~19:30) 利用対象者 区内在住で保育に欠ける1歳から5歳までの児童 		
	3 定員		
	クラス 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 合計 定員 6名 6名 6名 6名 6名 30名		
	4 利用料 1・2歳児 月額37,000円 3~5歳児 月額20,000円 ※ 上記利用料については、区が徴収する。		
	5 入所手続き 現行の保育ルーム事業と同様に、区(保育課入園係)で受付を行い、認可保育園の 入所会議と同様に入所審査を行う。		
	6 保育ルーム事業の実施状況 名 称 実施場所 期 間 運 営		
	A 大肥場所		
	保育ルームつるまき園 鶴巻幼稚園 平成21年12月~ 区直営		
	保育ルームえどがわ園 江戸川小学校 平成23年12月~ 委託		

◇その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 保育ルーム事業の運営委託について

保有課(担当課)	保育課
登録業務の名称	保育ルームの運営
委託先	株式会社テノ. コーポレーション (公募型プロポーザルにより決定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【児童】 氏名、性別、生年月日、国籍、健康状態・発育状況、保育状況、かかりつけ 医療機関名 【保護者】 氏名、住所、生年月日、国籍、続柄、親族関係、婚歴、自宅電話番号、携帯 電話番号、FAX番号、勤務先名称、勤務先電話番号、就労状況、家庭状況、 疾病内容、障害内容、居住状況、生活保護受給の有無、保育料支払状況(滞 納の有無) 【同居の家族】 氏名、続柄、性別、生年月日、就業状況
処理させる情報項目の記 録媒体	紙、電子媒体
委託理由	待機児童解消緊急対策として、保育に欠ける児童の保育を実施することで保育需要に応えるため。
委託の内容	1 保育業務 (1) 児童の保育、保健衛生その他児童の処遇に関すること。 (2) 給食、おやつ及び補食の提供に関すること。 2 施設内の整理整頓その他環境整備に関すること。
委託の開始時期及び期限	平成23年11月1日 から 平成24年3月31日まで 以降継続
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。2 業務終了後、区が受託事業者に提供した情報及び受託事業者が収集した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情 報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって 保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人 情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の 電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとす る。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違 反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲 の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。 (損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。